

参考資料

1. 藤井寺市子ども・子育て会議条例

平成 25 年藤井寺市条例第 20 号

藤井寺市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、藤井寺市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子ども関係団体に属する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

3 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

4 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

| | | |
|-------------------|----|---------|
| 学校体育施設開放事業運営委員会委員 | 年額 | 24,000円 |
|-------------------|----|---------|

」

を

「

| | | |
|-------------------|----|---------|
| 学校体育施設開放事業運営委員会委員 | 年額 | 24,000円 |
| 子ども・子育て会議委員 | 日額 | 9,500円 |

」

に改める。

2. 藤井寺市子ども・子育て会議委員名簿

(◎:会長 ○:副会長)

| 氏名 | 所属 |
|-----------------------|-----------------------------|
| 岩下 房子 (いわした ふさこ) | 学校法人大阪聖マリア学園 藤井寺カトリック幼稚園 園長 |
| ◎大西 慶一 (おおにし けいいち) | 大阪女子短期大学 幼児教育科 教授 |
| 岡本 祐典 (おかもと ゆうすけ) | 藤井寺市こども会育成連絡協議会 会長 |
| 東浦 博章 (とうら ひろあき) | 藤井寺市学校園PTA連絡協議会 会長 |
| ○土井 義博 (どい よしひろ) | 社会福祉法人神愛福祉会 理事長 (ラミー保育園) |
| 花崎 由貴子 (はなさき ゆきこ) | 民生委員児童委員協議会 主任児童委員 |
| 林 雅代 (はやし まさよ) | 就学前児童の保護者 |
| 福森 節子 (ふくもり よしこ) | 藤井寺市母子寡婦福祉会 会長 |
| 森田 菜緒 (もりた なお) | 就学前児童の保護者 |

平成25年9月1日現在 50音順

3. 策定経過

| 年月日 | 会議名等 | 議事等 |
|-------|------------------------------------|---|
| 平成25年 | 9月26日(木) 第1回 藤井寺市子ども・子育て会議 | ○会議の公開について ○子ども・子育て会議について ○事業計画及びニーズ調査の概要について ○スケジュールについて ○ニーズ調査票案について |
| | 12月19日(木) 第2回 藤井寺市子ども・子育て会議 | ○藤井寺市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果速報値について ○藤井寺市の現状と次世代育成支援行動計画における目標事業量の進捗状況について |
| 平成26年 | 4月10日(木) 第3回 藤井寺市子ども・子育て会議 | ○藤井寺市教育・保育提供区域の設定について ○幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて |
| | 7月23日(水) 第4回 藤井寺市子ども・子育て会議 | ○藤井寺市子ども・子育て支援事業計画(骨子案)について ○藤井寺市地域型保育事業の認可基準等について |
| | 10月2日(木) 第5回 藤井寺市子ども・子育て会議 | ○藤井寺市家庭的保育事業等の各種基準を定める条例等について ○幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について ○藤井寺市子ども・子育て支援事業計画(骨子案)について |
| 平成27年 | 1月6日(火) 第6回 藤井寺市子ども・子育て会議 | ○藤井寺市子ども・子育て支援事業計画(案)について ○藤井寺市子ども・子育て支援事業計画(案)パブリックコメントについて ○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担額の考え方について(説明) |
| | 1月15日(木) ~2月13日(金) パブリックコメント | ○藤井寺市子ども・子育て支援事業計画(案) |
| | 3月24日(火) 第7回 藤井寺市子ども・子育て会議 | ○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る確認及び利用定員について ○藤井寺市子ども・子育て支援事業計画について |

藤井寺市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：平成 27 年 3 月

発 行：藤井寺市

健康福祉部 こども育成室 子育て支援課
〒583-8583

大阪府藤井寺市岡 1 丁目 1 番 1 号

T E L : 072-939-1111 (代表)

F A X : 072-952-9505